

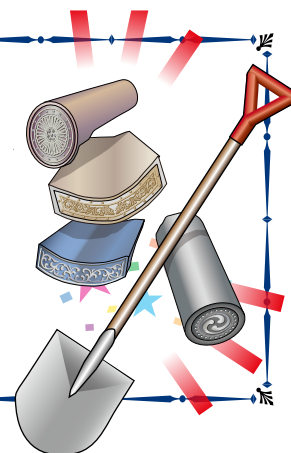
令和5年度 現地説明会 令和6年3月2日（土） 10時～12時

桂川横大路地区発掘調査現地説明会

調査期間：令和5年4月1日～ 令和6年3月31日（予定）

調査機関：京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

調査面積：約 4,310 m²



1. はじめに

国土交通省淀川河川事務所（以下、淀川河川事務所）は、桂川の治水工事を進めています。今回、川幅を拡大する工事範囲（治水工事）の一部で遺構が確認されたため、淀川河川事務所から依頼を受けた京都市文化財保護課が発掘調査を行っています。調査は昨年度から実施しており、今年度は2年目にあたります。前年度は1～6区、今年度は7区で調査を実施しています（図1）。

調査地は、伏見区横大路南島町で桂川左岸の河川敷きです。桂川は京都市と南丹市の境に位置する佐々里峠を水源とした一級河川です。鴨川、木津川、宇治川と合流した後に「淀川」に名称を変えて大阪湾に至ります。

桂川及び支流沿いには多くの遺跡が点在し、古くから人々が川沿いで暮らしていたことが分かります。平安時代になると桂川が平安京と瀬戸内を結ぶ河川として重要視され、現在の淀水垂町周辺に平安京の外港（「与等津」）が築かれたと考えられています。また、調査地の upstream にあたる横大路草津町には草津湊があり、水運業を生業とした人々によって桂川沿いが発展してきました。

その一方で、周囲の集落は桂川が洪水する度に甚大な被害を受けています。桂川の左岸側に位置する「富ノ森城跡」（横大路六反田）の発掘調査では室町時代後半～安土桃山時代に何度も洪水にあい、砂や礫が厚く堆積していることを確認しています。また、江戸時代に古川村の船持百姓が書いた書状に「洪水之節時（略）」と記されており、桂川兩岸の集落が洪水の被害を受けていたことが分かります。

このように桂川周辺に住む人々は、桂川がもたらす自然の恩恵を受ける一方で、次々とおこる洪水などの自然災害と闘ってきました。

今回の発掘調査では、先人たちの自然災害との闘いを示す近世から近代にかけての治水に関する遺構を確認しました。

2. 調査概要（写真2～10）

今回、発見した主な遺構は杭列と石積水制です。杭列と石積水制は近接した場所で発見しましたが、構築時期が異なります。杭列は石積水制が機能を失った後につくられたと考えられます。

杭列（写真5） 杭列3は7区の中央西よりで確認しました。東西方向に木杭3本を並べ、これを1単位として南北約58mにわたり打設されています。杭列がおおむね河道に平行していることから、河岸の保護（護岸）を目的に設置されたと考えられます。杭列が設置された河岸に何かしらの保護すべき対象があったと考えられます。なお、木杭の径は20～30cmあり、残存長は約1.3mで、地中に打ち込むために先端が尖るように加工されています。

石積水制（写真3・4・7・15） 石積水制は7区北西から中央南にかけて3基（石積水制1・2・5）と昨年度調査（4区）で発見した1基（石遺水制6）の合計4基を確認しました。水制とは河川の水流を制御するための工作物のことです。河岸から河道中心に向かって岬のような張り出しをつくることで流速を制限し、かつ流れの向きを河道中央に押しやりやす（図11）。これにより、河岸の浸食を防ぎます。また、流路が安定することから舟が往来する路（舟運路）を固定する役割もあったようです。水制に用いられる材料は様々ありま

すが、今回確認した水制は石（頁岩と砂岩）で作られており、なかでも頁岩が9割以上を占めます。周辺では山科区音羽山や男山（八幡市）などで採取することができます。

石積水制の中で最も規模が大きいのが石積水制1です。東西約25m、南北約15m、高さ約1.2mあります。石の積み方は石垣のように整然としたものではなく、乱雑に積み上げています。上流側（流速が早い箇所）に面する石材は、80cm以上もある大きな石が使われていますが、内部の下段には20cmほどの小さな石材が用いられています。流水の抵抗力を想定して石材を使い分けています（写真8）。また、部分的に修理していることも明らかになりました。

石積水制2・5は東西約10m、南北約9m、高さ約1mです。構築方法は石積水制1と同様です。石材は比較的小ぶりのものが用いられています。両者ともに部分的に修理していることを確認しました。また、石積水制2は、石積水制5が機能を失った後に代替として造られたと考えられます。なお、昨年度調査（4区）で発見した石積水制6の規模や構築方法は石積水制2・5と同様です。

このように当該地の河岸には3基の石積水制が連続して設置されていたことが明らかになりましたが、今後の調査予定地である下流域にも続いていくものと考えられます。

さて、近世桂川筋を描いた絵図（現地パネル）の中に石積水制と思われる構造物を確認することができます。絵図の製作時期は不詳ですが、描写は江戸時代後半の様相に類似しています。したがって、仮に今回発見した石積水制が絵図に描かれているものであれば、遅くとも江戸時代中頃～後半頃には設置されたと推測できます。構築された時期については、引き続き検討していきます。

3. まとめ

今回の調査によって当該地の河岸に水制や護岸が構築されていたことが明らかになりました。多くの石積水制は、堤防が河川の浸食を受けないように、堤防護岸と一体になって設置されます。しかし、今回確認した石積水制は堤防から離れた河岸に設置されており、堤防の保護を目的にしているとは思えません。また、増水時の備えだとしても、石積水制の高さが約1mしかなく、容易に越水してしまいます。このようなことから、石積水制の設置の目的が、河岸の東側に河川敷き（河原）の保護にあったと考えられます。では、なぜ河川敷き（河原）を保護する必要があったのでしょうか。

ここで注目したいのが、明治25年都市計画図に書かれている堤防際の水路（溝）です（図12）。この水路（溝）は現在の納所排水樋門辺りで桂川と合流しています。江戸時代初頭の淀城及び城下を描いたとされる『淀惣絵図』（図13）や『城州鳥羽海道四塚町より淀小橋迄絵図』でも同様の水路（溝）を確認することができ、後者には「悪水抜き」との注記があります。悪水とは飲用や灌漑に適さない汚水のことです。都市計画図や絵図にある水路（溝）が江戸時代に開削された富ノ森集落の悪水を抜くためのものであることが分かります。河川敷きが浸食され、水路（溝）に河川の水が流れ込んでしまうと、悪水が抜けない上に、逆流の恐れもあります。よって、平時から河川敷きの河岸を保護する必要があったと推測できます。

また、対岸に位置する樋爪村の様子を記録した『京都府地誌』によれば、「桂川二等川に属ス。北古川村ヨリ来リ、南方紀伊郡水垂村ニ入ル。長サ八町廿間、巾凡 四十五間。深キ処一丈二尺、浅キ処三尺。清キニシテ急。舟筏常ニ絶エズ」とあり、当該地付近を多くの舟や筏が往来していたことを確認できます。石積水制は舟や筏などが往来するための適切な水量確保や安定した舟運路を固定する役割も期待されていたと推測できます。このように当該地には、治水と安定した舟運路の確保を目的とした石積水制が設置されたと考えられます。

石積水制が機能を失った後に、水制とほぼ同じ場所を杭列によって護岸しています。杭列には舟運路を確保する効果がないことから、石積水制から杭列に変更された時には、桂川の水運を取り巻く状況に変化があったと推察されます。

桂川の治水は、周辺の歴史と深い関係にあります。しかし、これまで発掘調査事例がないこともあり、ほとんど明らかにされていません。今回、近世から近代にかけての当地における桂川の治水工事の実態が明らかになったことは大きな成果と言えます。

なお、当該地における発掘調査は次年度以降も継続する予定です。

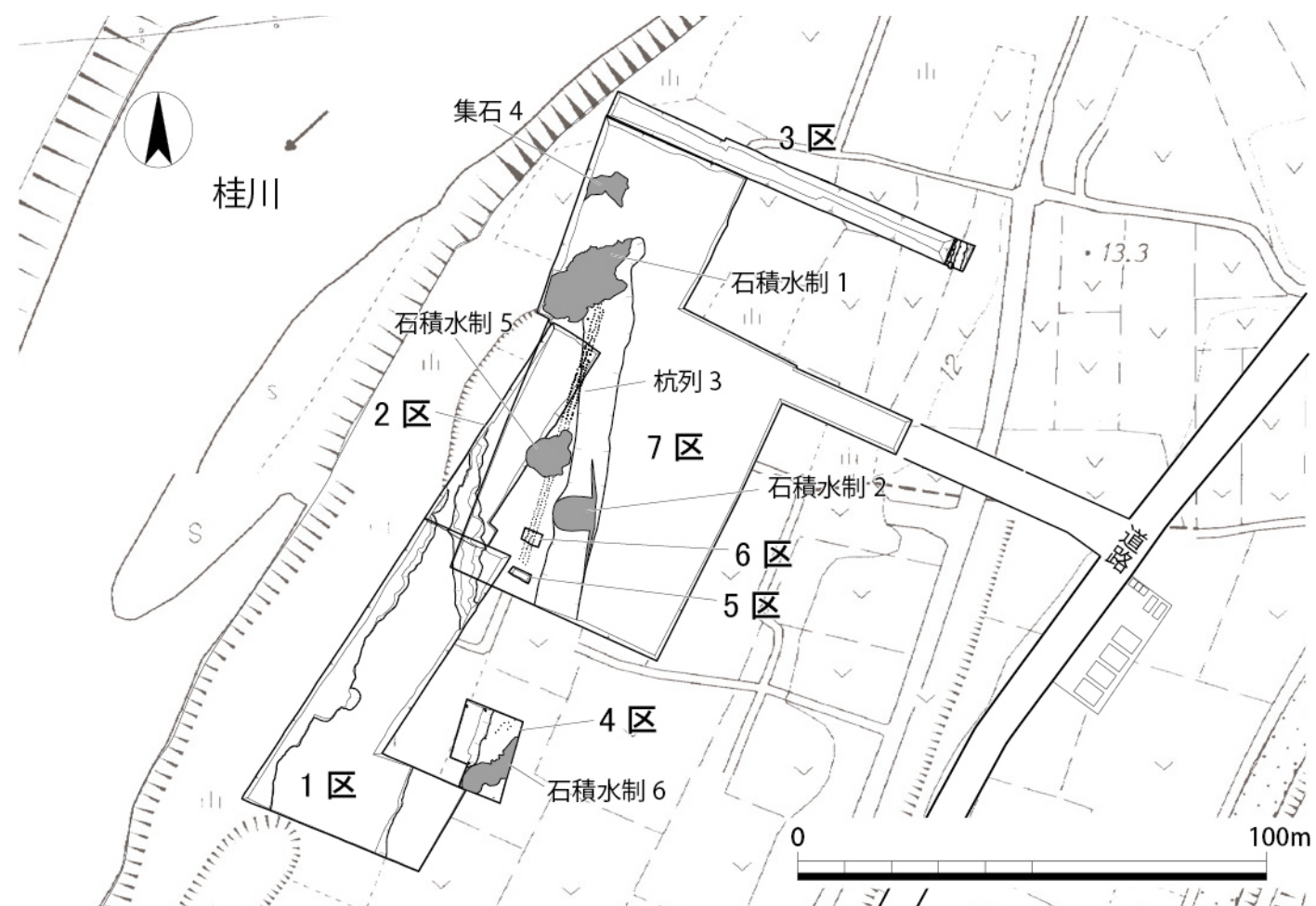


図1 調査区配置図(S=1:1,500)



写真3 石積水制 1 (北西から)



写真4 石積水制 2 (南西から)



写真5 杭列 3 (南から)



写真6 集石 4 (北から)



写真2 7区全景 (南から)



写真7 石積水制 4 (西から)



写真8 石積水制 1 断割断面 (北西から)



写真9 石積水制 1 断割断面 (南西から)



写真10 7区全景 (西から)

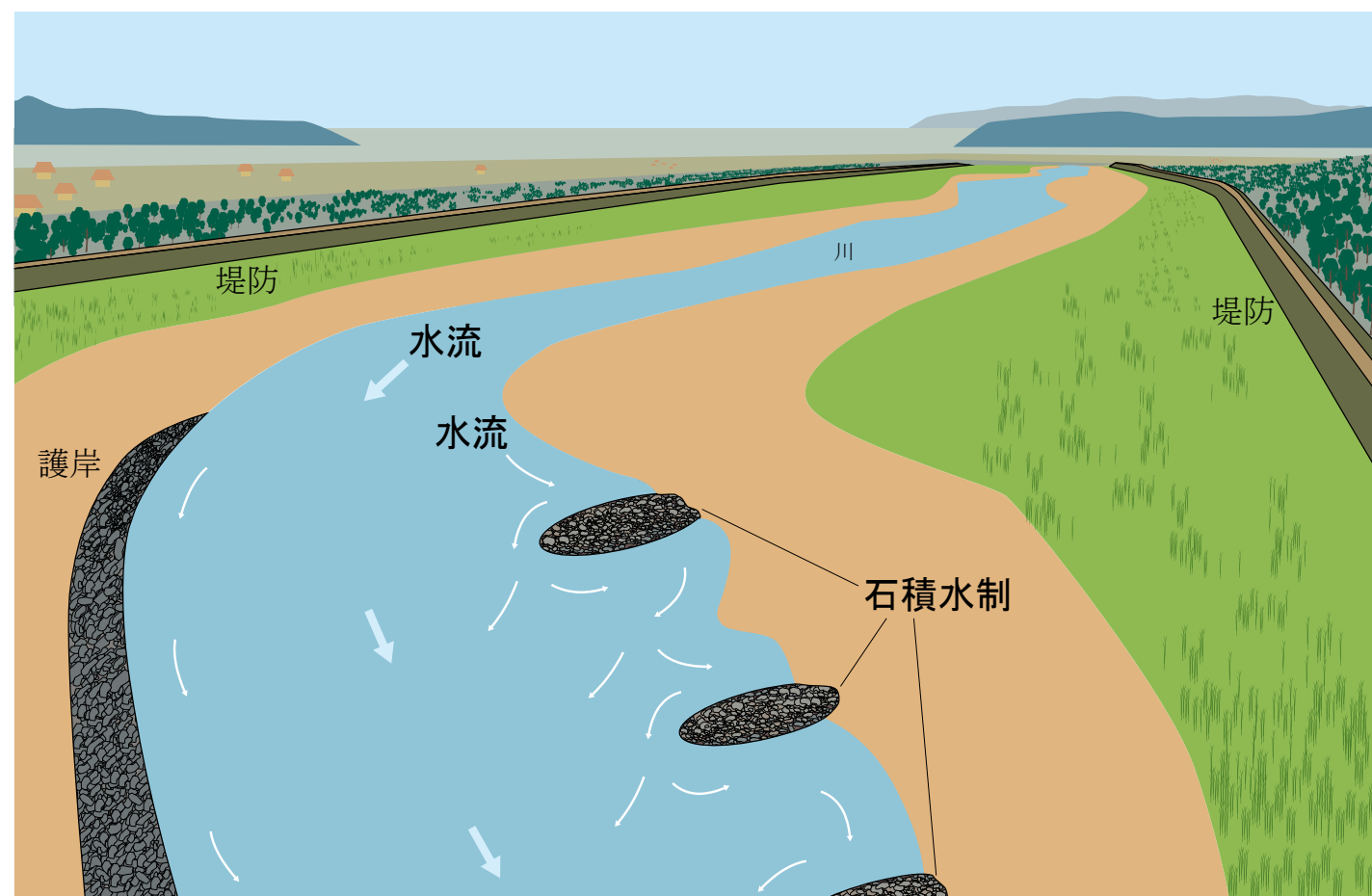


図11 石積水制作用模式図



写真14 1区全景（南西から）

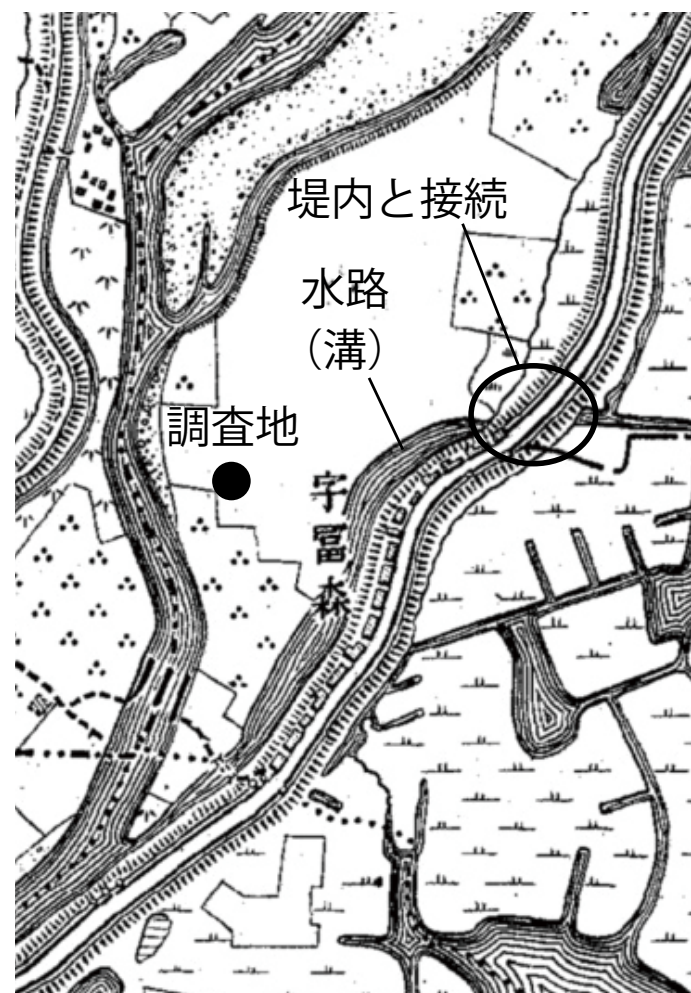


図12 明治25年都市計画図



図13 『淀城惣絵図』トレース図（岩瀬文庫所蔵）



写真15 4区石積水制6（南東から）